

発議案第 34 号

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 11 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	三 田 登
	同	飯 川 英 樹
	同	堀 口 明 子

提案理由

国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論を促進するとともに、関係法令の審査を積極的に進めるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

「夫婦別姓」は今や世界では当たり前となっている。2015年12月16日、最高裁判所は民法第750条に規定される夫婦同氏制を合憲と判断しながらも、選択肢が設けられていないことの不合理については裁判で見いだすことは困難とし、国民的議論や民主主義的なプロセスにより検討すべきだとして、民法の見直しを国会審議に委ねた。

しかし、判決から3年半以上が経過したが、国会審議は進んでおらず、選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が全国で相次いで提起されている。こうした選択的夫婦別姓制度を求める背景には、結婚後は男女いずれかの姓を名乗らなければならないとする「夫婦同氏制」がある。この制度の下で、多くの女性が男性の姓に変更することを求められ、改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアが生かせないことや、改姓を避けるために結婚を諦めたり、事実婚を選ぶ夫婦も少なくない。

女子差別撤廃条約の批准や、男女同権意識の高まり、家族の在り方の多様化といった状況の中、最高裁判所の判決の趣旨を踏まえて議論を深め、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきている。2018年2月に内閣府が公表した世論調査の結果では、法改正に賛成・容認が66.9%と反対の29.3%を大きく上回るなど、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた機運は高まってきている。こうした現状に対応するため、最高裁判所の判決の趣旨を踏まえて選択的夫婦別姓制度の議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務である。

よって、本市議会は国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論を促進するとともに、関係法令の審査を積極的に進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様

法務大臣様